

筑西広域市町村圏事務組合議会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則

平成 15 年 9 月 25 日議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成 15 年組合条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条により、その例によることとされる下館市情報公開条例（平成 12 年下館市条例第 47 号。以下「市情報公開条例」という。）第 26 条及び筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成 15 年組合条例第 3 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条により、その例によることとされる下館市個人情報保護条例（平成 12 年下館市条例第 48 号。以下「市個人情報保護条例」という。）第 35 条の規定に基づき、情報公開条例及び個人情報保護条例の施行に関し、筑西広域市町村圏事務組合議会（以下「議会」という。）の管理する情報の公開及び個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開)

第 2 条 議会の管理する情報の公開については、筑西広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則（平成 15 年組合規則第 10 号）の例による。

(個人情報の保護)

第 3 条 議会の管理する個人情報の保護については、筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則（平成 15 年組合規則第 11 号）の例による。

(開示決定等の決定権者)

第 4 条 情報公開条例の規定に基づく公文書の開示請求に係る開示決定等及び個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の開示請求等に係る開示決定等の決定は、代表監査委員が行うものとする。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議会の管理する情報の公開及び個人情報の保護について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。